

○ 遺族補償年金の受給権の消滅について（抄）

（昭和 41 年 5 月 10 日 消基発第 3217 号）

一～六 （略）

七 遺族補償年金の受給権の消滅について

遺族補償年金の受給権は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 8 条の 3 第 1 項各号の一に該当するに至ったときは消滅するが、非常勤消防団員等の死亡により遺族補償年金の受給権を有する当該非常勤消防団員等の配偶者が、民法第 728 条第 2 項の規定により、姻族関係を終了させる意思を表示しただけでは、その者の遺族補償年金を受ける権利は消滅しない。

この場合において、遺族補償年金の受給資格を有する他の遺族が、当該配偶者と生計を異にした場合にあつては、それらの遺族に係る同政令第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は適用されない*。

* 本通知中「それらの遺族に係る同政令第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は適用されない」は、現行では「それらの遺族は、同政令第 8 条の 2 第 1 項に規定する遺族補償年金を受ける権利を有する遺族と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数に含まない」である。